

# 《交換用マフラーの事前認証制度について》

2019年4月

「交換用マフラーの事前認証制度(通称：平成22年\*騒音規制)」とは、騒音防止性能等を予め確認する機関を国土交通大臣が登録し、その登録機関(登録性能等確認機関)が性能を確認したマフラーに「性能等確認済表示」を表示する新しい制度です。

株式会社ジャオスでは、お客様に安心して当社製マフラー(BATTLEZマフラーシリーズ)をご使用いただくため、平成22年騒音規制が適用される車種(2010年\*4月1日以降の生産車)用に対応マフラー「BATTLEZマフラーZSシリーズ」または規制対象外のテールパイプフィニッシャー「BATTLEZテールパイプフィニッシャーTFシリーズ」をご用意しています。なお、制度が適用されない車種(2010年3月31日以前の生産車)については、従来通り「BATTLEZマフラーRSシリーズ」をご使用いただけます。

## 交換用マフラーの事前認証制度とは? (交換用マフラーに関する項目)

- 従来の近接排気騒音測定に加えて、国もしくは地方公共団体の付属機関(国立大学法人及び公立大学含む)もしくは公益法人、又はこれに準ずる公的試験期間にて行う加速騒音試験で、基準値である「82dB以下」をクリアし、「性能等確認表示」を表示しなければならないとなっています
- 同一車種でも、エンジン及びトランスミッション毎の測定が必要です
- 騒音低減機構を容易に除去する事が出来る構造(インナーサイレンサー等)が禁止されています

## 適用は?

- 2010年4月1日以降に製作された車両に対して適用※1されます
- 2010年3月31日以前に生産された車両は対象外。ただし、対象外車両と同型式の車両であっても2010年4月1日以降に生産された車両は平成22年騒音規制の対象となります。規制対象車においては、「性能等確認済表示(下図A参照)」のないマフラーを装着した時点で音量とは関係なく違法※2とみなされます。

※1.車検証にて確認してください。※2.制度は、騒音防止性能に影響を与える消音器(タイコ等)部分の性能確認を主眼としています。マフラー本体はもちろん、リヤピース部に消音器を持たない車両の場合は当該部分の交換は規制していません。

## 事前認証の表示は?

上記制度に則って事前認証されたマフラーは、認証取得表示を行わなくてはいけません。認証所得表示の種類は以下の7種類となります。

### ▼次のいずれかの表示のあるマフラー

- ①純正品表示(車両型式認証を受けた自動車が備える純正マフラーに行う表示)
- ②装置型式指定表示(自マーク)
- ③性能等確認表示(登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示)
- ④国連欧州経済委員会規則(ECE規則)適合品表示(Eマーク)
- ⑤欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

### ▼次のいずれかの自動車が現に備えているマフラー

- ⑥加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等
- ⑦加速走行騒音レベルがECE規則またはEU指令に適合する自動車等

### BATTLEZマフラーZSの表示

図A

平成22年騒音規制において、ジャオス製BATTLEZマフラーZSは左記の③に該当します。そこで、下記のように「性能等確認済表示」を添付しています。



確認機関が性能を確認したマフラーには、確認の証として上記のような表示(プレート)が添付されます。

## BATTLEZ × EXについて

- 「BATTLEZマフラーZSシリーズ」は全て平成22年騒音規制対応マフラーです
- 「BATTLEZテールパイプフィニッシャーTFシリーズ」はマフラーではなくテールパイプフィニッシャーです。車両純正消音器がそのまま残っているので平成22年騒音規制の対象外であり、車検時に問題とされることはありません
- 「BATTLEZマフラーRSシリーズ」は平成22年騒音規制には対応していません。2010年3月31日以前車のみ装着可能です

\*平成22年騒音規制は車両製作年月日によって適用が異なります。車名・車両/エンジン型式等が全く同一の車種でも、使用できるマフラーが異なりますので、ご購入の際にはご注意ください。※ハバジェロV90系は2010年4月1日以降生産車でもBATTLEZRSが物理的には装着可能なモデルがありますが、車検には不適合となるので装着不可としています。

\*2010年=平成22年

書類内では基本的に「西暦」を使用していますが、「引用文書」や「通達・  
通称」等に「元号」が用いられている場合は、そのまま使用しています。

